

イタリア法と親権

1. 親権の概念

イタリア共和国憲法は、親の権利義務について、「子を養育し、訓育し、教育することは、親の義務であり権利である」との規定を置いている(イタリア共和国憲法 30 条 1 項)。この親の権利義務について、民法上は、かつては、「父権(*patria potestà*)」という語が用いられていたが、憲法の原則に合致させるため、1975 年に家族法が改正され、「親権(*potestà genitoriali*)」に改められた。なお現在のイタリア民法でも、「親権(*potestà dei genitori*)」という語が用いられているが、その解釈については、親責任(*responsabilità genitoriale*)として、権利性より親の義務が強調されている。この点は、2012 年の民法改正により、それまでの親権に関する第 9 章の表題が、「親権(*Della potestà dei genitori*)」から「親権と子の権利義務(*Della potestà dei genitori e dei diritti e doveri del figlio*)」に改められ、子の権利に焦点が当てられたことが端的に表している。

なおイタリア民法典は、第 9 章に親権の基本原則の規定を置き、父母が婚姻関係にない婚外子の場合、父母が別居・離婚した場合とで、それぞれ親権規定を別々に設けている。そこで、以下では、親権の基本原則、婚外子の場合および父母が別居・離婚した場合に分けて述べる。さらに 2012 年には、「自然子の認知に関する事項の規定」(2012 年 12 月 10 日法律第 219 号)の制定により、準正の規定(民 280 条から 290 条まで)が廃止され、親の婚姻と子の地位を切り離す改正が実現した。なおイタリア民法典は、第 9 章に親権の基本原則の規定を置くが、親権の帰属については、父母が婚姻関係にある場合(民 147 条)、父母が婚姻関係にない自然子の場合(317 条の 2)、父母が別居・離婚した場合(155 条)とで、それぞれ親権規定を別々に設けている。なお、イタリア民法は、成年を 18 歳と定めている。

2. 親権の基本原則

(1) 親権の帰属

これまでは、親権についての第 9 章には、親権の帰属および身上監護について明確な規定は置いておらず、婚姻から生ずる義務として、両配偶者に子を扶養、訓育および教育する義務を課する規定を婚姻の章に置いていた(民 147 条)。しかし 2012 年の改正により、「子は、その能力、生来の性向、志望により、親により扶養、教育、訓育および精神的に援助を受ける権利を有する」(315 条の 2 第 1 項)との規定が、新たに第 9 章に置かれた。これにより、親権が子の権利に対応する親責任であることが明確に示された。また「親族と重要な関係を維持し、家族の中で成長する権利」が新たに規定された(同条第 2 項)。さらに「すべての子は、同一の法的地位を有する」との規定(民 315 条)も、2012 年の改正により新たに設けられた。

(2) 親権の行使

- ・親権の共同行使の原則により、親双方の共同の合意による(民 316 条 2 項)。
- ・とくに重要な問題で対立する場合には、より適切と思われる措置を示して裁判官に措置

を求めることができる(民 316 条 3 項)。

- ・裁判官の措置を求めることができない緊急性のある場合で、子に重大な損害の危険が存する場合には、父は緊急かつ延期できない措置を講じることができる(316 条 4 項)。
- ・父母間に対立が続く場合には、裁判官は、個々の場合に子の利益を配慮して適切と解される父母の一方に決定権を付与する(316 条 5 項)。

(3) 親権の内容

(ア) 監護・教育権 イタリア民法典は、これまでは、親権の章には、身上監護についての監護・教育の規定を置いていなかった。2012 年の改正により、「子は、その能力、生来の性向、志望により、親により扶養、教育、訓育および精神的に援助を受ける権利を有する」(民 315 条の 2 第 1 項)との規定が置かれ、監護・教育の内容が明示された。

(イ) 代理権と財産管理権 財産に関する親権の内容としては、320 条第 1 項に代理権および財産管理についての原則が規定されている。さらに 2 項以下に、利益相反行為について、具体的な詳細な規定が置かれている。

5. 親権の喪失と制限 未成年者裁判所は、子の利益のために介入する必要がある場合には、程度に応じて、親権の制限(民 333 条)から親権の失効(民 330 条)、または養育委託(子の権利法 4 条)、または養子可能性判決(子の権利法 8 条)まで、広範囲の措置を行う。

3. 婚外子(自然子)に対する親権

- ・自然子の父母が同居している場合には、親権行使は父母双方により行われる(民法 317 条の 2 第 2 項)。
- ・自然子の父母が同居していない場合は、子と同居している方の父母に親権は帰属する。
- ・子が父母のどちらとも同居していない場合には、最初に認知した父母に親権が帰属するとされる。
- ・親権を行使しない父母は、訓育、教育、子の生活の状況を監守する権限のみを有する(民法 317 条の 2 第 3 項)。

4. 別居・離婚後の親権

(1) 親権の帰属

イタリア法においては、別居については民法に規定が設けられ、離婚については離婚法(1970 年 12 月 1 日の法律第 898 号)に規定がある。そのため子の監護についても、別居の場合の子の監護と離婚後の子の監護は、それぞれ別々に民法と離婚法とに規定されていた。しかし 2006 年の「親の別居および子の共同分担監護に関する規定」(2006 年 2 月 8 日法第 54 号)により、別居と離婚の場合の区別が取り払われ、別居の場合も離婚の場合もともに、子の監護についての規定の民法 155 条以下が適用されることになった。

- ・原則 共同親権を意味する「共同分担監護」が原則(155 条 2 項)
- ・例外 「子の利益に反すると解される場合」にのみ単独監護(155 条の 2)

(2) 親権の行使

- ・子の訓育、教育、健康に関する「子のより重要な利益の決定」については、子の能力、生来の性向、志望を考慮して双方の合意により行われる(155条3項)。
 - (訓育に関する問題とは、学校選択についての問題とされる。
 - 教育に関する問題とは、宗教教育に関する問題が含まれるとされる。
 - 健康に関する問題とは、外科手術や精神療法の治療の選択などが含まれるとされる。
- ・「通常の管理」に関する決定については、裁判官の措置により、別々の権限行使が認められる(民法155条3項)。(「通常の管理」に関する行為は、重要性の少ない日常的性質の行為とされる。

(3) 別居・離婚後の子の扶養

① 扶養の概念の変更

「共同分担監護」の導入により、扶養の概念が「間接扶養」から「直接扶養」に改められた。イタリア法では間接扶養とは、子の世話は母親が担い父親は扶養料の支払いという経済的側面のみを担うという扶養を意味する。これに対して、「直接扶養」とは、父も母も、経済的負担だけでなく、直接自己の時間を費やし、ともに子の世話や教育にあたるというものである。父親は金銭のみを支払うという従来の「間接扶養」の形態は、今回の改正により、「直接扶養」に改められた。

② 扶養の基準

夫婦間の平等をはかるために、子の扶養についての5つの決定基準が明示された。

- 1)子の現実の必要
- 2)父母双方との同居時に子が享受した生活の程度
- 3)それぞれの父母の下に滞在する期間
- 4)父母双方の経済的資力
- 5)父母それぞれにより行われる監護および家事の経済的評価

③ 扶養の履行確保

現実に扶養義務の不履行が生じた場合には、民事訴訟法上の一般的な差押の制度だけでなく、扶養義務の履行のための命令(L'ordine di distrazione)の制度がもうけられている。これは直接支払命令の制度として、意味があり、裁判官は、親の雇用主などの第三者に、親が支払うべき金額を、子などの扶養権利者に直接に支払うことを命じることができる(156条6項)。

(4)別居・離婚における家族の住居の分与

- ・別居・離婚後の家族の住居の分与および利用は、子の利益を優先して判断される(155条の4)。

(5)親権者の変更

- ・共同分担監護から単独監護への親権者変更(155条の2)
- ・監護の権限の帰属、範囲、態様についての再審理の申立て(155条の3)

(6) 父母間の紛争解決および不履行への制裁処分

父母間の対立が生じた場合、また一方父母が義務を履行しない場合の制裁措置が民事訴訟法の 709 条の 3 に規定された。重大な義務の不履行、子の損害の増加、監護の態様の正しい遂行を阻害する行為が、親によりなされた場合には、下記の処分が可能となる。

- 1) 義務を履行しない親への警告
- 2) 子に対する損害賠償
- 3) 他方の親に対する損害賠償
- 4) 義務不履行の親に罰金金庫へ最低 75 ユーロから最高 5000 ユーロまでの行政罰の支払

(7) リロケーション: 住居の選択の問題

住居の選択は、子の生活に与える影響が大きいため、子の重要な利益として、父母の合意が必要とされる事項である。もし他方父母の相談なく、子の住居を一方的に変更した場合は、義務の不履行として、裁判官により、監護の態様や監護措置の変更などが措置される。また子に被害が生じる場合は、警告や損害賠償など制裁規定としての民事訴訟法 709 条の 3 が適用される。

(8) 尊属および親族との関係を保持する権利

2006 年の改正により、子が祖父母や親族との関係を保持する権利が定められた。この中でとくに重要なのは、祖父母と孫の関係であるが、今回規定が置かれたのは、父母の一方の喪失や父母の対立状態により受ける子の被害を補うものとして、位置づけられている。そのためこの「尊属および親族との重要な関係を保持する権利」は、子の権利として位置づけられている。なお、2012 年の改正により、「親族との重要な関係を維持する権利」が親権の基本原則の規定に新たに規定された(315 条の 2 第 2 項)。これはイタリア民法典が、祖父母等の親族との関係の維持が、子の成長に非常に必要な役割を担うと解していることによる。

(9) 家族の虐待に対する保護命令

2001 年の「家族関係における暴力防止措置法」(2001 年 4 月 5 日法律第 154 号)により、家族関係における暴力に対する保護命令制度が、民法の 342 条の 2 および 342 条の 3 に規定された。

- ・ 加害行為の主体 (配偶者または同居者)
- ・ 加害行為 (配偶者) または同居者の自由または身体もしくは精神に重大な危害をもたらす場合
- ・ 保護命令の内容
(職場、家族な近親者などの住居、子の教育施設への 1 年間の接近禁止命令および 1 年の退去命令)

以上